

平成 2 9 年

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

1. 日 時

平成29年12月21日（木）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	井 上 恭 司
2 番委員	大 萱 宗 靖
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	西 口 昌 毅
教育研究室長（以下研究室長という。）	徳 田 浩 一
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
まちなみ文化財室長（以下まち室長という。）	山 口 昌 直
教育総務室主任主査（書記）	草 川 正 富

6. 会議録署名者指名

1 番委員 (井 上 恭 司 委員)

2 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

7. 会議録の承認 (10月定例会)

承認

8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成29年12月定例会教育長報告」に基づき報告。

11月22日、社会福祉に貢献いただいた方々を表彰する社会福祉大会に出席した。

同日、放課後子どもプラン運営委員会に出席した。この委員会は、主に放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携について協議する場であるが、今回は、長期休業により青少年研修センターで開催している放課後児童クラブについての意見交換等があった。

24日、社会教育委員会に出席した。ここでは、市民大学のカリキュラムを今年度作成し、生涯学習室を中心に開催していく予定であったが、図書館整備事業に係る業務が忙しいことから、来年度に持ち越すことについて認めていただいたり、図書館整備事業についての進捗状況について説明したりした。

同日、コミュニティ研究会に出席した。この研究会は、市全体のまちづくり協議会の今後どうしていくかについての研究する場である。

25日、野登・辺法寺地区の亥の子作りと亥の子祭に参加した。

26日、川崎ふれあいフェスタに参加し、その後、文化年の記念事業でもある市民ミュージカルを鑑賞した。

27日、教育委員会の幼稚園訪問を行った。

12月1日、12月市議会が開会した。

2日に開催された青少年育成市民会議表彰式では、家庭の作文や読書感想画の表彰が行われた。

4日、文化振興ビジョンが改定されることから、文化振興ビジ

ョン改定検討委員会に出席した。

5日、特別支援学級の子ども達を対象とした、ライオンズ主催の“心のふれあい”もちつき大会に参加した。

同日、市職員の表彰審査委員会に出席し、その後、カリキュラム・マネジメント調査研究実践校研修会に出席した。この研修会は、市内小学校4校が3学期から英語の授業を導入するための事前研修会である。

8日、川崎小学校がコミュニティ・スクールにおいて地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受けたことから、市長へ表敬訪問を行われ、私も随行した。

9日、「社会を明るくする運動」作文コンテスト表彰式に出席し、人権フェスティバルであるヒューマンフェスタに参加した。

11日から13日まで、12月市議会の議案質問と一般質問があった。後ほど、教育次長から簡単に説明する。

15日は、1回目の図書館整備推進委員会を開催し、経緯説明及び今後の予定等を説明した。傍聴者は1人であった。前向きな発言が多かった。

17日、図書館市民ワークショップが開催された。1回目の公開型ワークショップであり、宮村委員と大萱委員にも参加していただいた。伊勢新聞や中日新聞でも取り上げられており、大変盛り上がったように思う。後ほど、報告事項で報告する。

18日、教育民生委員会が開催された。

20日の試験委員会は、市職員の二次募集の関係である。募集人数3名程度に対し、80名の応募があった。

本日21日午後、市内全学校の校長から、学校職員の人事聴取を行う予定である。

井上委員

19日、NPO法人亀っ子サポートのレクがあったが、この団体が既に設立されているのか、設立の経緯や狙い、今後の教育委員会との関り方について教えてほしい。

教育長

既に設立されている。経緯等の資料は後ほどお渡しする。
教育次長から、12月市議会の議案質疑等の報告を行う。

教育次長

(12月議会について報告)

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

- 教育長 議案第37号「亀山市就学等に関する規則の一部を改正する規則について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(学校室長詳細説明)
- 大萱委員 期間について、必要と認められる期間となっているが、部活動を辞めた場合はどうなるのか。
- 学校室長 部活動を辞めた場合は、元の学校へ戻ることになります。
- 大萱委員 部活動を辞めたら元の学校に戻るのには、友達等の関係からどうかと思う。そのまま卒業までいた方が良いのではないか。
- 学校室長 校区外の学校へ入学し、途中で部活動を辞めた場合も校区外の学校にいるのはどうかという考えの下、部活動を3年間絶対続けるという強い意志を持ち、小学校時代の友達と別れて校区外の学校に入学するのであれば、部活動を辞める場合は元の学校へ戻るということで整理をしました。
- 大萱委員 スポーツであれば、怪我や病気で部活動を断念する場合もあると思う。そのような場合、生徒も在籍している学校にずっといたいという意味があったとしても認められないのか。
- 学校室長 怪我等、本人の意思と反する場合は休部とし、在籍している学校に通い続けることができます。しかし、やる気がなくなったので部活動を辞めるという場合は、元の学校へ戻っていただきます。
- 大萱委員 校区外の中学校に通うためには、児童の強い意志と保護者の最大限のフォローが前提であると思うが、保護者とはしっかり話し合ったのか。
- 学校室長 部活動を辞めた場合のことに加え、校区の学校に入部を希望する部活がなかったとしても、大会へは学校代表として参加できることや、小学校でずっと一緒に学んできた子たちと別れることのデメリット等についても、保護者にしっかりと確認を取っています。
- 大萱委員 今回、校区外の中学校を希望している児童が、小学校で人間関係がうまくいっていなかったということはないと考えてよいか。
- 学校室長 今回のケースは、小学校での人間関係に問題があつて、校区外の学校を希望しているわけではありません。剣道を学校の部活動として続けたいという気持ちで、校区外の中学校の入学を希望しています。

大萱委員 今回は保護者や児童への聴取の結果、部活動への強い意志を確認できたということなのでよいと思うが、安易にそのような道を選ぶべきではないと思う。部活動がたくさんある学校に人が集まりやすくなるような気がする。今後、部活動への配慮から、校区外の学校の入学を認める場合は、児童が中学校で部活動をしっかり行いたいという強い意志を持っているかどうか、しっかり見定めていってほしいと思う。

学校室長 基本は、地元の学校へ行っていただくことを前提としていることから、校区外の学校へ通うということは例外であり、安易に許可すべきではないと考えています。この改正により、市内中学校で小規模校に当たる関中学校からほかの中学校へ生徒が流れやすくなるかと思いますが、児童や保護者の意志確認と、校長からの意見書を見極めた上で、判断をしていきたいと考えています。

教育長 ほかの学校へ生徒が流れることを防ぐという姿勢というより、関中学校はほかの2校と比べ生徒数や学級数がちょうどよく、落ち着いた環境と最新設備の整った施設の中で生活することができる。過去には、亀山中学校区の特別支援学級対象生徒が、関中学校を選択したケースもある。

校区外の学校へ通うことについて、別表2のとおりどんどん弾力的傾向になってきている。例えば、人間関係でうまくいっておらず、学校を変ったらうまくいきそうという登校状況の児童生徒や、生徒指導上や教育的事情、家庭的事情についても、校区外の学校へ通うことを認めてきている。

部活動への配慮による場合、仮に部活動を辞めたとしても、卒業までの期間が短い場合は、教育的事情に配慮して、在学している学校に通い続けることができるというように、弾力的に教育的配慮がされるのが大前提であると考えている。

宮村委員 部活動は中体連等が終わると引退だと思うが、その場合は卒業まで在学できると思う。それならば、なぜ期間を卒業までの間とせず、必要と認める期間としているのか。規則上は卒業までの間としておき、運用は、本人の意思で部活を辞めた場合は元の学校に戻る等、厳格に解釈してもよいのではないか。

今回、関中学校になかった部が剣道部であったことから、部活動への配慮による場合の要件がスポーツの部活動に限定されてい

るが、文化部でも同様のことが起こるかもしれない。部活動について、校区の学校になれば別の学校を希望できる等、規則は幅広くしておき、運用は厳格にする方法も考えられるのではないか。

今回、新たに、部活動への配慮について規則に追加するが、他市町は部活動への配慮について既に認めているのか、それとも、今回の案件があり、亀山市が独自に制定したのか。背景を教えてください。

研究室長

引退について、運動部は7月若しくは8月で終了し、文化部は2学期一杯で終了する場合はほとんどかと思えます。しかし、その後、特別な大会に出場するため活動をする生徒がいたり、3年生を含めたミーティングを行ったり、部活動の写真を撮るために集まったりすることから、所属は3月まで続くものとみなしてよいかと思えます。これはどの学校にも当てはまると考えています。

運動部について、3校全てに同じ部活があるわけではありません。例えばハンドボール部やバレー部男子は、亀山中学校にはありますが、中部中学校や関中学校にはありません。関中学校の部活の種類は更に少ないです。その現状をご認識いただきたいと思えます。

学校室長

引退後に元の学校へ戻らなくてはならないとは考えていません。引退まで部活動を行った場合は、卒業まで在籍していただきます。

規則を幅広くし、運用を厳格にすることについて、これまでもそのように運用したものを見直した経緯があることから、部活動への配慮による場合の期間については、事務局で考えている枠の中に一番収まるようにするため、必要と認められる期間としました。

部活動への配慮による場合の要件が、スポーツの部活に限定されていることについてお答えします。市内3校の文化部の種類を比較したところ、パソコンクラブや家庭クラブ、軽音楽部が関中学校にないことが分かりました。また、軽音楽部については、亀山中学校は廃部になる可能性があります。しかし、文化部については、ある程度個人的な内容であることから、その部活が学校にないことを理由に校区外の学校へ通うのはどうかと考え、今回は運動部に限定した要件としました。文科省は、スポーツの部活動に限定で認める例を挙げています。

県内では多くの市町が、部活動への配慮を理由に校区外の学校への通学を認める動きをしています。県内の市町のうち、この件について検討中若しくは検討していない市町は2つほどでした。ただ、他市町では、運動部と文化部どちらでも認める流れであることが分かっています。

宮村委員

よく分かりましたが、要件がスポーツの部活動に限られていることについてはまだ疑問に思う。パソコンや軽音楽等について、大人には想像できないようなこともあると思うので、今回についてはスポーツの部活動に限定するということであるが、規則としては、要件の中の「スポーツの」を削除してもよいのではないかと思う。

学校室長

この件についても、色々議論しました。教育長から、校区外の学校への通学について、弾力的傾向にあると説明があり、実際そのとおりだと思いますが、根本的には地元の学校に通学することが大前提であり、学校を変えるということは大きなことであると考えています。その点を考慮した上で、現在の文化部の状況を見ると、学校を変える要件に文化部を加えるのはどうかという思いがあります。弾力性は出すものの、あまり広げるのはどうかという思いから、今回はスポーツに限定しました。

宮村委員

様々な思いが子どもたちにもあると思う。また、教育長からは弾力的傾向や教育的配慮という話もあった。規則は前広に捉えておくという考え方もあると思う。

今回、亀山中学校を希望されている方が、剣道でどのような取組をされているのかよく分からないが、文化的な活動をされている方でも、必死に行っているが中学校に部活動がない場合があると思う。それをあえて認めないのはどうかと思う。規則は部活動にしておき、運用はケースバイケースにしておけばよいのではないか。

教育長

私も、スポーツに限定すべきではないのではないかと考えている。よって、教育委員会で修正となれば、そうなる。

将来的に、世界的なプログラマーが亀山市のパソコン部から出るかもしれない。相可高校の食物調理科を目指して、ひたすら調理に取り組みたいという理由から、家庭クラブの入部を希望する生徒が出てくるかもしれない。そのように考えていくと、どうし

てスポーツの部活動に限定するのか、事務局の立場でもありながら、私自身理解できていない。しかし、事務局側の、スポーツの部活動に限定したいという思いが強かったため、教育委員の意見をお聞きすることとなった。したがって、要件をスポーツの部活に限定するかどうかについて意見をいただきたい。

井上委員

その前に教えてほしい。

中学校の部活動が学校の選択に直結するのかよく分からない。高校の場合、希望する部活が特定の学校にしかないため、その高校を受験することはあり得ると思う。しかし、教育課程外である部活動が、学校選択に直結してよいのか、まず疑問に思う。

部活動への配慮により校区外の学校への通学を認めた場合、対象の部活動を3年間存続させなければならない。例えば、校区外から通っている生徒のいる部活に非常に優れた指導者がいたが、その指導者の異動により気の抜けたような部活動になった。しかし、その生徒のために部を存続させなければならないという状況になることもあると思うが、それはどうかと思う。

今回、亀山中学校の剣道部を希望されているということであるが、武道は学校の部活動以外でもできるのではないか。

そのような中、部活動への配慮を認めるのであれば、スポーツの部活動に限定せず、文化部の活動まで広げていくべきだろうと思う。ただし、複雑になる上に、誰が審査をするのかという問題も出てくると思う。

教育長

私の記憶上、過去に、関中学校にバスケットボール部がなかったため、保護者の責任の下、授業を終えてから急いで亀山中学校のバスケットボール部へ行き、合同練習をしていたケースがある。ただし、学校が異なるため、試合に出ることができなかった。そのようなことがあることから、今回、亀山中学校の剣道部を希望している方は、きちんとした形で亀山中学校に在籍する形を望まれている。

また、私の意見であるが、今回のように部活動への配慮については、その他の特に必要と認められる場合に該当させればよいのではないかと思う。わざわざ部活動についての項目を起す必要があるのかという思いもある。

井上委員

教育長の意見はよく分かる。

教育的事情は不登校や人間関係上の問題等であり、転校することが解決する方法の一つであると思う。ほかについても、かなり重要なことが書かれている中で、部活動への配慮について、ましてやスポーツの部活についてのみが唐突に書かれているのはいかがなものかと思う。

太田委員

私は、要件の中の「スポーツの」の記載もそうであるが、そもそも部活動への配慮に関する項目自体必要ないと思っていた。

以前、「希望する部活動がないため、校区外の学校に行くことにした」と県外の母親が話していると、別の母親が「自分の住んでいる市にはそのような制度がないので羨ましい」と会話しているのを聞いた。そのように安易に考えている世代もいる。亀山市が規則を改定したことにより、部活動を理由に校区外の学校に通えるという保護者の安易な認識が一人歩きし、簡単に校区を異動する人が増える気がする。したがって、今回対象となった児童が特別と考えるのであれば、部活動への配慮についてはその他の区分として扱い、あえて部活動への配慮という項目を追加しない方がよいのではないかと考えている。

教育長

当該生徒及び保護者は、中学校の入学説明会を終えている。この規則は、必要であれば年度内に改正しておこうと考えていたため、改正時期が今になっているが、これまで相当時間を掛けて整理をしてきたと思う。また、当該生徒及び保護者には、今回のケースに限り認める方向で、教育委員会として前向きに対応すると回答してあるので、そのことはご理解いただきたいと思う。しかし、規則を改正する必要があるかについては、各委員のご意見もあるかと思う。

井上委員

蓋を開けてみなければ分からないが、当該生徒が亀山中学校へ通った場合と、関中学校に通って道場で剣道を続けた場合、どちらが豊かな人生や生活が送れるのか甚だ疑問である。言い方は悪いが、義務教育の間は、部活で学校を選ぶものではないと私は考えている。

学校室長

当該生徒の場合、関地区に剣道の道場がないため、亀山地区の道場に通っています。同じ道場に通っている亀山地区の同期の多くは、亀山地区の中学校へ行きます。そこまでして練習を重ねてきたが、関中学校へ行く子たちは中学校の部活で剣道を続けられ

なくなるという状況があります。

井上委員 道場に通っている亀山中学校区や中部中学校区のほとんどの子どもたちは、中学生になると、部活に専念するため道場を辞めるということか。

研究室長 私が把握している範囲では、小学生のときから道場に通っていた生徒は道場を辞めておらず、部活に入りながら、夕方以降その道場に通っています。他市では、剣道以外でも柔道等の武道において、部活後に道場に通う生徒も多く見られます。しかし、野球やサッカー等の球技で、部活後に他団体に通うという生徒はほとんど聞きません。複数の団体に所属することが認められていないケースもあることから、他団体に所属しているほとんどの生徒が、学校の部活に入らず、その団体に練習等をしています。

井上委員 それならば、教育委員会は、関中学校に剣道部を作るよう指導しなければならない。

教育長 一人のために部活を新たに作ることは難しい。

井上委員 逆に、部活に配慮して、校区外の学校への入学を認めた場合は、その部活がその子一人になったとしても廃部することができなくなる。

学校室長 廃部については、急に廃部にするというのではなく、一旦入部した生徒が3年間続けられるよう配慮すると思います。

教育長 今年度の春、亀山中学校のPTA総会で、男子バレー部を廃部にすることを説明した。その際、現在部活に所属している生徒については責任を持つが、来年度以降新入部員を受け入れないこととしたため、既に所属している生徒が活動を中止させられる等、直接的なリスクは受けないと考えている。今後も、廃部にする場合も同様に考えている。

仮に、当該生徒を亀山地区の学校で受け入れなかった場合、市外や私立中学校に行くことになる。それは了見の狭い話ではないかと思う。やはり、亀山市にいていただく方が良いのではないかという話になった。

運動部、文化部以前に、この項目が必要かという話が出たが、必要か。

学校室長 部活動への配慮の項目を定めている他市町は、現時点で半々の状況です。「その他、特に必要と認められる場合」という何とで

も取れる項目はありますが、今回、これまでなかった内容を認めるに当たり、ある程度はつきりさせた方が良いと考え、新たな項目を挙げる機会であると判断しました。

(休憩)

教育長 部活動への配慮の項目を残すか、その他の項目で対応するかについて、意見をいただきたい。

大萱委員 部活動への配慮の項目を残すのであれば、申請に対して認めるかどうかの線引きをしっかりとしておくのが大前提である。個人的には追加しない方が良いと思うところもあるが、事務局側の意見もあることから、その線引きができるのであれば追加してもよいと思う。

教育長 その線引きとは何か。

太田委員 保護者が安易に子どもを校区外の学校へ通わせるという判断に流れないようにする線引きである。

教育長 そのようなことは可能か。

学校室長 子どもの通学に対する保護者の配慮や小学校の校長も認めるような活動をしていること、児童自身の意志を確認する段階で、しっかりと見極めていきたいと考えています。

太田委員 小学校時代の実績について、スポーツであれば大会等の結果があると思うが、線引きはその功績を基とするのか。保護者の意見も考慮するのか。

学校室長 大会等の功績があれば、それに越したことはありませんが、そのスポーツへの打ち込み具合についても重要になります。それについては、数値で表すことが難しいことから、本人への聴取や小学校の校長の意見を参考にします。

教育長 校長の推薦書は必須ということか。

学校室長 そのとおりです。

教育長 そのことは、規則に明記しないのか。

学校室長 規則には挙げていません。

教育長 内規等を作っておくということか。

学校室長 現時点で内規はなく、今後作るかについては検討していません。

宮村委員 弾力的に扱うのか、厳格に扱うのか意見は分かれると思う。別

表1の欄外に備考として、「細部の取扱いについては、別に定める。」と記載されている。差し支えないのであれば、別表2も別表1と同様、欄外に備考としてその一文を記載し、規則の細則を作ることで、規則上は弾力的に、運用は厳格に行ってはどうか。部活動への配慮以外の項目についても、現在規則に記載されている内容だけで全て適応させているわけではなく、ほかに取り扱いに関する注意事項があると思う。あるのであれば、別表2の欄外に、先ほどの一文を付けるというのも方法の一つかもしれない。

教育長 別表2にも、「備考 細部の取扱いについては、別に定める。」という一文を付けるということによいか。

学校室長 その一文を記載し、要件の詳細をはっきりさせていく方向で考えたいと思います。

教育長 校長の推薦書について明記するかも含めて検討してほしい。申請の様式もあると思うので、備考としてその一文を入れ、その内容を定めてほしい。

大萱委員 小学校等で行っていたスポーツを引き続き部活動として行うため、校区外の学校へ通うのは良いことだと思う。中学校の中体連等で、皆と協力して色んな結果を残せるとよいと思う。しかし期間については、必要と認める期間ではなく、卒業までの間にした方がよいと思う。強い意志を持って入ったからには、部活を辞めたら元の学校へ戻すというのではなく、卒業まで務め上げなさいとした方がよいのではないか。もし、その生徒が部活を途中で辞めてしまい、人間関係がぎくしゃくしたことで、元の学校へ戻りたいということであれば、教育的事情による場合として元の学校へ戻してはどうか。必要と認める期間とするより、卒業までの間とした方が、強い意志があるように思う。

教育長 部活動への配慮の項目の期間について、「必要と認める期間」を「卒業までの間」に修正してよいか。

学校室長 以前からある項目の期間についても、「必要と認められる期間」と「卒業までの間」が混在しています。そのような中、ほかの項目との整合性を確認する必要があることから、部活動への配慮の項目の期間を卒業までの間としてよいかについて、すぐに判断することができません。

大萱委員 ほかの項目との整合性を確認し、卒業までの間とすることがで

きるのであればそうしてほしい。

学校室長

分かりました。

教育長

大萱委員は、期間を卒業までの間にした方が良いという意見であるが、ほかの委員はどうか。

井上委員

期間を卒業までの間としても、大萱委員の意見であれば、仮に亀山中学校で部活動を辞めた場合、関中学校へ戻ることもできるため、それでよいと思う。しかし、そもそも私は、部活への配慮により校区外の学校へ通うことを認めることについて、賛成とは言い難いところがある。

教育長

期間の話に戻ってしまったが、この項目を残すかどうか決める必要がある。

備考等を追加する等の修正を行い、この項目を残す方向でよいか。

宮村委員

権利の乱用というか、ルーズになりすぎないようにするという面で、備考を付けることを提案した。その前提で進めていただければよいと思う。

教育長

期間を卒業までの間にするという意見が大勢である。

井上委員

特認校制度による場合については、「特認校の教育活動に賛同し…」という要件であり納得できるが、部活動、ましてやスポーツのみを切り取って進学先を選ぶことについて、私はまだ疑問である。しかし、この項目を残すかどうかについては、多数決で決めればよいと思う。

教育長

「当該部活動がある中学校の教育活動に賛同し…」としてはどうか。

宮村委員

そうすると、教育活動に賛同しているのだからどこの学校にでも行けるようにならないか。そこまでは広げない方がよいのではないか。

教育長

それでは、部活動への配慮による場合の項目を残し、備考を追加した上、期間を卒業までの間とする方向で検討する。

スポーツの部活動に加え、文化部も追加するか。

宮村委員

保護者からスポーツの部活動について申出があったため、対処療法的にスポーツの部活動だけ対象とするというのはよくない。規則を作る限りは、もう少し将来を見据えた形にしていかなければならない。文化部が将来的にどのようなようになっていくか分からない。

いが、世の中がどんどん動いていく中、文化について、中学校で部活をしていきたいということがあるとするれば、規則の中では、「スポーツの」を削除してもよいのではないか。ただし、備考の中で、乱用につながらないような歯止め策を講じるような方向にするという方法もあるのではないか。したがって、私は「スポーツの」を削除した方が良いという意見である。

教育長 2ページ及び10ページ別表2の「スポーツの」を削除し、1ページの提案理由にある「スポーツを」を「文化、スポーツを」へ修正する方向で検討できるか。

学校室長 先ほどから申し上げておりますとおり、文化部については、小規模校からの生徒の流出に歯止めを掛けたいという思いがあり、「当該部活動がある」という内容にしています。ここを全ての部活動としてしまうと、更に広がり過ぎるのではないかという懸念があります。

教育長 私はそうは思わないが。

宮村委員 いずれにしても備考欄を付けるため、その中に細則か取扱要領のようなものを定め、そこに歯止めを掛ける防止策を作ってしまうえばよいのではないか。ほかの市町が「部活動」と定めているのであれば、そのような市町とベンチマーキングをすることも必要かもしれない。

教育長 歯止めが優先され、文化を軽視しているように思う。

学校室長 軽視するつもりはありません。

教育長 そのように聞こえる側面もあるが。

井上委員 全国や県内の市町村では、部活動の項目を入れる流れなのか。

学校室長 そのとおりです。県下でも、多くの市町が部活動への配慮による校区外の学校への通学を認めています。

大萱委員 認めている市町は、スポーツの部活動に限定しているのか。

学校室長 県内他市町の規則では、スポーツの部活動に限定していません。しかし、亀山市は中学校3校のうち、関中学校がほか2校と比べ小規模であることから、文化部を含めない方が、関中学校からの生徒の流出に少しでも歯止めが掛かるのではないかと思います。また、関中学校と亀山中学校の文化部を比較した結果、家庭部、パソコン部、軽音楽部のみが関中学校にない状態であり、その3つだけがない状態がしばらく続くことが考えられるため、文化部

を対象外としています。

井上委員 亀山市は市内に3つの中学校がある。しかし、1つの市町に中学校が1校しかない自治体はどう考えるのか。そのような場合、自治体を跨いで考えていかないと、救済措置にはならないと思う。

教育長 県教委で、住居若しくは生活本拠地を県内に有している生徒に限り、一定数認めている場合がある。地元に住しながら他市町の学校へ通う場合、区域外就学手続が必要となるため、区域外就学の規則にその内容が書かれていなければ簡単には認められない。

井上委員 つまり、住んでいる市町に中学校が1校しかなく、その中学校に入りたい部活動がない場合は、他市町に住所を移して通うことになる。しかし、亀山市は、市内の中学校であれば、部活動を理由に、住所を移すことなく校区外の中学校へ通うことができるようになるということである。

学校室長 今回申出があった児童は、亀山中学校へ通えない場合は、亀山市を出て、私立中学校に通ってでも剣道を続けたいという思いを持っています。

井上委員 私立中学校で頑張っていていただいてもよいと思う。

学校室長 そのとおりではありますが、部活動が理由で、市外に生徒が流れていくのはいかがなものかと思っています。

井上委員 仮の話であるが、剣道の道場に10人の児童が通っており、関中学校区1人、亀山中学校区1人、中部中学校区8人であったとする。関中学校区の児童が、中学校で多くの同期と剣道をすることを希望したとしても、自宅からの通学距離が最も近い当該部活動のある亀山中学校へ行かなければならないのか。

学校室長 今回もそのような話がありました。しかし、友達関係を校区外の学校へ通学する理由に入れるのはいかがなものかと考え、「自宅からの通学距離が最も近い」という文言を記載しています。

井上委員 仮に、中部中学校の剣道部が非常に強く、亀山中学校の剣道部の人数が少なく非常に弱かったとしても、通学距離が最も近い亀山中学校へ通うということではどうか。

学校室長 そのとおりです。

教育長 検討事項があるため、議案第37号は継続審議とする。

10. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市立図書館市民ワークショップ」について説明を求める。

(生涯室長説明)

太田委員 かめやま若者会議図書館ワークショップ2ページ目のグループワーク②「こんな図書館がいいな！」の設備・機能の中に、両グループとも「インスタ映え」という文言があるが、具体的にどのような設備や機能を考えているのか教えてほしい。

生涯室長 どちらのグループもSNSに載せたいと思うようなおしゃれな空間を作ってほしいという意味で発言していました。

太田委員 市PTA連合会のワークショップの報告書に、「子どもを叱る声が多くないような造りにしてほしい」とあるが、どういう意味か。

生涯室長 子どもたちはどうしても声を出してしまうため、大人が静かに本を読む空間と子どもが話しながら過ごす空間を混在しないでほしいという意図で発言しています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長説明)

宮村委員 文化年コーナーに真路まなみさんと川戸佳さんの推薦図書を配架しているとのことであるが、この2人は亀山市に縁のある方々なのか。

図書館長 真路まなみさんはシャンソン歌手、川戸佳さんは理学博士です。2人とも亀山市出身であり、市の文化大使を務めていただいています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を求める。

(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、まち室長、歴博館長説明)

井上委員 ヒューマンフェスタで聞いた、中学生や高校生の発表が素晴らしく、感服した。一方、事業者や市等の取組を伝えるような、大

人の発表者の姿が今年もなかった点については残念であった。

教育長

市としては、共生社会推進室が実行委員になっている。

研究室長

大人としては、障がい者スポーツをされている方が発表されていました。全国障がい者スポーツ大会にバレーボールの選手として出場されている20代の女性です。

井上委員

障がいを持っていたり、差別をされていたりする側ばかりが発表している。事業所や市等、差別の解消を目指している側の取組の発表があるともっと良かったと思う。

教育長

教育長報告でもあった19日の学習支援事業レクについて、NPO法人亀っ子サポートの概要等を簡単に説明してほしい。

生涯室長

亀っ子サポートは、青少年を取り巻く環境を考えた時、何か支援できることがないかという思いから設立されたNPO法人です。青少年の様々な困難に対し、支援を進めていくことを本旨としています。具体的な活動内容は、貧困世帯の引きこもりや不登校である青少年、卒業後なかなか進路が決まらない青少年、障がいのある青少年への支援、それらに対しての相談、調査及び研究活動、教育や子育ての他団体との交流、これらに関連する諸事務等です。

メンバーは、代表として伊藤ふじ子前教育長が理事長を務められ、その他、元教員や民生児童委員、現職の教員や行政関係者等の有志の方で構成されています。

設立は、平成29年5月26日であり、11月にNPO法人として県に認可されました。

今後については、まずは不登校や引きこもり等の青少年に対する学習支援を切り口につながりを作り、その中で支援に入っていく流れを予定されています。市としての具体的な活動はまだ決まっていますが、亀っ子サポートとの協力関係をどう構築していくかについて、年末に集まり話をしたいと考えています。生涯学習室としては、将来的に訪問型家庭教育支援を展開していくことを念頭に置き、亀っ子サポートとしての関わり方を考えていきます。また、市で行っている貧困世帯への学習支援や適応指導教室の学習支援については、様々な制約等があると思うので、それぞれの立ち位置をどうするかについてこれから話し合い、良い形で協力関係を築きたいと考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

1 1. その他

総務室長 教育民生委員会の資料として提出した、川崎小学校改築事業の
進捗状況を配布しました。

教育長 1月定例会は1月17日（水）午後1時30分からとする。

1 2. 閉会

午前11時45分